

令和 3 年度

自治公民館等設置事業補助金

評価表 NO.

6

所管部課名	企画政策部 地域政策課		担当者	元石 美咲				
事業費名称	自治会館施設整備補助費							
根拠法令	薩摩川内市企画政策部関係補助金等交付要綱、薩摩川内市自治公民館等設置事業補助金交付							
補助経過年数	21年以上							
令和3年度 予算額	13,068 千円	国県支出金 千円	一般財源 13,068 千円	その他 千円	その他の内容			
令和2年度 予算額	16,857 千円	国県支出金 千円	一般財源 16,857 千円	その他 千円	その他の内容			
	指標名		目標値		目標年度			
成果指標①	補助金により整備した自治公民館等の件数		30		令和8年度			
成果指標②	自治公民館等整備計画調査による要望件数		30		令和8年度			
補助対象者	自治公民館等の設置事業を行う自治会							
補助対象経費	自治公民館の新築に要する工事費、資材購入費。増改築、補修に要する工事費、修繕料、フェンス、スロープ設置又は補修費。							
補助対象事業・活動の内容	自治公民館の新築、増改築、補修							
	分類	☐ 運営補助のみ ☒ 事業補助のみ ☐ 運営補助と事業補助の両方 ☐ その他						
補助金額又は補助率	新築 1 / 2 補助 (上限 360 万円) 増改築、補修 2 / 3 (上限 60 万円)							
上記項目の積算方法								
補助を受ける 3 年の事業（団体） 等の 決算状況	項目	平成30年度		令和元年度		令和2年度		
		金額（円）	割合（％）	金額（円）	割合（％）	金額（円）	割合（％）	
	収入	自己資金	0		0		0	
		会費収入						
		事業収入						
		寄付金・その他助成						
		市補助金						
	支出	(前年度繰越金)						
		計	0		0		0	
		事業費						
		人件費						
		その他事務費						
		(翌年度繰越金)						
計	0		0		0			
支出計/前年度支出計								
自己資金/前年度自己資金								
翌年度繰越金/市補助金								
交付件数		31		33		39		
成果指標の推移①		31		33		39		
成果指標の推移②		31		33		39		
特記すべき事項等	【前回評価】 平成30年度「現状のまま継続」 ・多様な自治会の財政状況など、現状を把握し、地域住民のニーズに応えられるよう検討されたい。 【前回評価への回答】 毎年度、予算編成前に自治会に対し要望調査を行い、全てに対応している。 【事業のPR方法】 自治会運営説明会 【費用対効果】 特になし 【補助事業以外の事業】 特になし 【その他】 毎年度、予算編成前に自治会に対し要望調査を行い、要望分は全てを予算要求している。							

別紙参照

＜補助金の視点別評価＞		【主管課評価・・・A=合致、B=概ね合致、C=課題あり】	
要件	項 目	評価	評価した内容についての説明
公益性	補助の対象となる事業又は補助を受ける団体等の活動が、直接又は間接に、不特定多数の市民の福祉の向上及び利益の増進に寄与している。	A	自治公民館を有する自治会への補助であり、市民の利益の増進に寄与している。
必要性	特定の目標・成果の達成に向けた、団体等への支援や社会的弱者の救済、地域的ハンディ等への支援が必要である。	A	地域的ハンディの克服の観点から、行政の支援が必要である。
有効性	達成しようとする目標・成果が市民ニーズに合致しており、かつ、その目標・成果の達成に向けて、適切な効果を生じている。（その目標・成果を測るための適当な効果指標の設定がなされている。）	A	自治会館は、地域の中心的施設であり、効果は生じている。
適格性及び妥当性	① 補助の対象となる事業について、行政が直接実施するよりも、行政以外の者が行う方が適当であると明確に認められる。	A	自治会が所有して自治公民館で、行政の補助が適当である。
	② 特定の目標・成果の達成に向けて、当該補助金等の交付以外に適当な政策手段がないか、又は当該補助金等の交付が最も妥当な政策手段であると明確に認められる。	A	自治会が所有している自治会館のため、補助金の交付が妥当な政策手段である。
	③ 補助率又は補助額が、明確な根拠によって積算されたものであり、かつ、社会経済情勢に照らし、著しく妥当性を欠く水準とはなっていない。（交付要綱の補助基準）	A	自治会の財政状況、社会情勢においても妥当である。
＜所管課による補助金等の見直し結果＞		＜行政改革推進委員会による見直しに対する意見＞	
内部評価結果	≪今後の改革の方向性≫ ☒ 現状のまま継続 ☐ 見直しの上で継続 ⇒ 今後の方向性 ☐ 充実 ☐ 移管・統廃合 ☐ 縮小 ☐ 休止・廃止	外部評価結果	≪視点別評価≫ 公益性 ⇒ ☐ 高い ☐ 低い 必要性 ⇒ ☐ 高い ☐ 低い 有効性 ⇒ ☐ 高い ☐ 低い 適格性・妥当性 ⇒ ☐ 高い ☐ 低い
	≪上記方向の理由≫ 自治会館は、地域の核として重要な施設であり、継続して支援する必要がある。		≪今後の改革の方向性≫ ☐ 現状のまま継続 ☐ 見直しの上で継続 ⇒ 今後の方向性 ☐ 充実 ☐ 移管・統廃合 ☐ 縮小 ☐ 休止・廃止
	≪改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画≫		≪まとめ≫

令和2年度自治公民館等設置事業補助金

番号	団体名	地域名	事業費(工事費)	決定額	事業内容
1	五代町	川内	1,150,000	766,000	外壁塗り
2	小倉	川内	1,122,000	748,000	駐車場整備
3	前向	川内	1,256,691	800,000	駐車場整備
4	鶴峯	川内	533,000	355,000	トイレ改修
5	高原	川内	459,000	306,000	床、雨戸、網戸補修
6	大明神	川内	88,712	59,000	LEDへの切替
7	飯母	川内	792,000	528,000	トイレ簡易水洗便器取替排水管替工事
8	長野	川内	705,870	470,000	屋内外簡易水洗トイレ設置改修
9	青山	川内	547,500	365,000	瓦塗装、網戸張替
10	矢倉	川内	220,000	146,000	畳張替
11	羽山	川内	324,500	216,000	シロアリ駆除
12	諏訪山	川内	303,600	202,000	外壁塗装
13	白浜	川内	990,000	660,000	外壁工事
14	上手	川内	51,150	34,000	屋根の洗浄
15	一条殿	川内	470,211	313,000	テラス修繕増設・カーテン張替え
16	湯之元	川内	411,987	274,000	トイレ水洗
17	白滝	川内	275,000	183,000	シロアリ駆除
18	上金具	樋脇	383,856	255,000	外壁工事・台所天井・屋根補修
19	池頭	入来	389,125	259,000	瓦塗装
20	中須	入来	1,033,796	689,000	トイレ水洗
21	堂園	入来	495,000	330,000	屋根雨漏り修繕(葺き替え工事)
22	天貴美	入来	932,800	621,000	屋根瓦のせかけ工事
23	堀	東郷	475,200	316,000	畳クッションフロアー改修、床板下地補強
24	烏丸上	東郷	787,860	525,000	駐車場補修(コンクリート舗装)
25	麓東	祁答院	912,366	608,000	側溝布設、ブロック積工事
26	原	祁答院	1,200,000	800,000	台所補修
27	本町	下甕	891,000	594,000	畳・床補修
28	瀬之岡	川内	316,000	158,000	倉庫設置
29	樋脇地区コミ	樋脇	343,519	229,000	塔之原3区公民館女子トイレ壁タイル修繕
30	上園	東郷	182,050	121,000	公民館屋根破風修繕改修
31	西花ノ木	川内	63,415	42,000	勝手口ドア取替、庇上げ裏張り直し
32	市比野三区	樋脇	113,410	75,000	倉庫屋根修繕
33	楠元下	川内	265,650	177,000	シロアリ駆除
34	宮内麓	川内	677,600	451,000	駐車場舗装
35	南	祁答院	91,185	60,000	手摺設置
36	上手中央	祁答院	1,312,905	800,000	雨漏り修繕(屋根瓦葺き替え)
37	原	東郷	150,414	100,000	トイレ改修
38	勝目団地第一	川内	121,550	81,000	敷地手摺設置(占用)
39	内川内地区コミ	下甕	179,728	89,000	倉庫設置
			20,718,372	13,635,000	

平成31年度自治公民館等設置事業補助金

番号	団体名	地域名	事業費(工事費)	決定額	事業内容
1	本城自治会	川内	86,400	57,000	畳の表替え
2	宮崎自治会	川内	1,825,000	600,000	外壁塗装
3	中福良自治会	川内	216,000	144,000	トイレ修繕
4	橋口自治会	川内	108,000	72,000	玄関補修
5	長崎自治会	川内	132,624	88,000	トイレ・雨戸修繕
6	村子田自治会	樋脇	1,100,000	600,000	床板補修
7	岡自治会	川内	832,680	555,000	壁塗装・畳取替・網戸張替・シロアリ予防
8	峰下自治会	川内	98,064	65,000	畳の表替え
9	風口自治会	川内	267,700	178,000	畳の表替え、手すり
10	川東自治会	祁答院	648,000	432,000	外壁塗装
11	内之尾自治会	入来	533,979	355,000	柱・壁補修、シロアリ駆除
12	城北自治会	祁答院	939,000	600,000	排水路整備
13	杉馬場自治会	樋脇	270,000	180,000	シロアリ駆除
14	下塚自治会	川内	495,000	330,000	屋根塗装
15	羽田自治会	川内	486,000	324,000	床、壁、戸棚補修
16	草道上自治会	川内	1,110,769	600,000	外壁塗装
17	中麦自治会	川内	356,400	237,000	シロアリ駆除
18	若宮自治会	川内	162,000	108,000	スロープ設置
19	佐目野自治会	川内	139,700	93,000	瓦取り替え
20	小城自治会	川内	473,000	315,000	棚取付・コンクリート舗装
21	羽山自治会	川内	1,300,000	600,000	外壁・屋根塗装
22	元村上自治会	入来	540,000	360,000	シロアリ駆除
23	池頭自治会	入来	402,600	268,000	畳の表替え、柵補修
24	荒川内東自治会	東郷	170,000	113,000	床板補修
25	本町自治会	下甑	321,840	214,000	軒天井張替
26	砂石自治会	祁答院	229,694	114,000	倉庫設置
27	小城自治会	川内	14,580,000	3,600,000	自治会館新築
28	牟田自治会	川内	6,660,500	3,330,000	自治会館新築
29	木場谷自治会	川内	61,800	41,000	側溝補修
30	中福良自治会	川内	132,000	88,000	屋根修繕
31	久木宇都自治会	入来	765,325	510,000	屋根修繕
32	宇都自治会	樋脇	360,000	240,000	シャッター、屋根修繕
33	高来地区コミ	川内	179,728	89,000	倉庫設置
			35,983,803	15,500,000	

平成30年度自治公民館等設置事業補助金

番号	団体名	地域名	事業費(工事費)	決定額	事業内容
1	宮内麓自治会	川内	140,400	93,000	浄化槽補修
2	国分寺自治会	川内	784,144	522,000	屋根、外壁塗装
3	山下自治会	入来	973,080	600,000	屋根瓦取替え
4	上手自治会	川内	173,340	115,000	外壁補修
5	別府自治会	川内	1,203,120	600,000	炊事室補修
6	大久保自治会	東郷	150,120	100,000	襖・カーテン・壁修繕
7	喜入自治会	川内	69,120	46,000	畳の表替え
8	天貴美自治会	入来	158,000	105,000	敷地舗装
9	下大迫自治会	川内	259,987	173,000	敷地舗装
10	白浜自治会	川内	613,440	408,000	トイレ修繕
11	泰平寺通り	川内	194,400	129,000	トイレ修繕
12	小牧自治会	祁答院	1,898,624	600,000	トイレ修繕
13	草原自治会	川内	1,016,560	600,000	床高上げ補修
14	大平自治会	樋脇	667,915	445,000	天井張り替え
15	荒川内西自治会	東郷	248,607	165,000	手すり取付
16	東花ノ木自治会	川内	198,000	99,000	倉庫設置
17	楠元上自治会	川内	453,000	302,000	敷地舗装
18	前向自治会	川内	338,537	225,000	トイレ補修
19	寄待自治会	川内	1,046,520	600,000	屋根、柱補修
20	樋脇地区コミ	樋脇	1,037,664	600,000	調理室流し台補修
21	瀬之岡自治会	川内	220,968	147,000	シロアリ駆除
22	中ノ原自治会	川内	179,884	119,000	照明器具補修
23	砂石自治会	祁答院	140,400	93,000	浄化槽補修
24	瀬戸地自治会	川内	70,200	46,000	床下陥没補修
25	住連木自治会	川内	116,640	77,000	畳の表替え
26	住連木自治会	川内	75,816	50,000	瓦補修(台風24号)
27	東大谷自治会	川内	385,938	192,000	倉庫設置
28	青山自治会	川内	388,320	258,000	瓦・擁壁補修
29	平自治会	川内	206,280	137,000	台風災害箇所補修
30	飯母自治会	川内	112,428	74,000	手すり取付
31	大村地区コミ	祁答院	187,160	93,000	倉庫設置
			13,202,744	7,509,000	

薩摩川内市自治公民館等設置事業補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、薩摩川内市補助金等交付規則（平成16年薩摩川内市規則第67号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、及び薩摩川内市補助金等基本条例（平成18年薩摩川内市条例第40号。以下「条例」という。）を実施するため、薩摩川内市企画政策部関係補助金等交付要綱（平成19年薩摩川内市告示第98号）第2条の表に掲げる自治公民館等設置事業補助金（以下「補助金」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この要領は、自治公民館等の設置事業、倉庫設置等及び不動産の登記を行う自治会又は地区コミュニティ協議会（以下「自治会等」という。）に対し、補助金を交付し、もって当該自治会等の自主的な地域活動の推進に寄与することを目的とする。

(定義)

第3条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に掲げるとおりとする。

- (1) 自治公民館等 自治会等の自主的な地域活動を行うことを目的とする集会その他の用に供する館（当該館に附随する便所、倉庫、危険防止のためのフェンス、バリアフリーのためのスロープ及び敷地（敷地の法面は除く。）を含む。以下「自治公民館等」という。）をいう。
- (2) 設置事業 自治公民館等を新築し、増改築し、補修し、若しくは解体し又は用地取得する事業をいう。
- (3) 自治公民館等の新築 自治公民館等を新たに建築し、若しくは既存の自治公民館等の全部を解体し、その資材の一部を使用して新たに建築する場合又はプレハブ、バス等の資材を購入し、当該資材を利用して自治公民館等を設置する場合をいう。この場合において、当該自治公民館等に係る給水装置及び排水設備の設置を含むものとする。
- (4) 自治公民館等の増改築 既存の自治公民館等を建て増しし、床面積を増加させる場合、当該自治公民館等に係る給水装置及び排水設備を設置、改造又は取替えをする場合又は既存の自治公民館等の一部を解体し、その資材の全部若しくは一部を使用して、従前の構造及び規模を著しく異にしないで、改良する場合をいう。
- (5) 自治公民館等の補修 自治公民館等の損傷部分に工作等を加え、当該損傷を回復する場合、当該自治公民館等に係る給水装置及び排水設備を設置、改造又は取替えをする場合、自治公民館等に白アリ駆除を行う場合又は水源掘削工事（本掘工事に限る。）を行う場合をいう。
- (6) 自治公民館の解体 既存の自治公民館等を取り壊して撤去する工事を行う場合をいう。

- (7) 用地取得 自治公民館等の新築及び増改築並びに自治公民館等利用者用の駐車場の設置を目的として、必要となる用地（土地）を購入する場合をいう。
- (8) 倉庫設置等 自治会等が、自主的な地域活動の推進に寄与することを目的に、倉庫を設置すること及び既設倉庫の補修等を行うことをいう。
- (9) 不動産の登記 地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の38及び第260条の39の規定に基づき、所有権の保存又は移転の登記を行う場合をいう。
- (10) 給水装置 本市の水道事業又は簡易水道事業の給水区域（以下「給水区域」という。）にあっては、薩摩川内市水道事業給水条例施行規程（平成16年薩摩川内市水道事業管理規程第14号）第6条に規定するものをいい、給水区域以外の区域（これに準ずると市長が認める給水区域を含む。）にあっては、水源掘削工事により設置する給水に必要な装置をいう。
- (11) 排水設備 汚水を排水処理施設に排除するために必要な排水ます、汚水管等で使用者が設置し、管理するものをいう。
- (12) 一時経費 合併処理浄化槽設置に伴う法定水質検査料及び土地改良法（昭和24年法律第195号）第56条第2項の規定による土地改良施設を他用途施設に兼ねて供する場合の管理に要する経費
- (13) 自治会等の世帯数 補助金の交付を受ける日の属する年度の4月1日現在の自治会等を組織する世帯数をいう。

（補助事業の要件）

第4条 補助金に係る補助事業は、次の各号に定める要件を満たすものでなければならない。

- (1) 第2条の目的達成の為に行われる自治公民館等の設置事業、倉庫設置等及び不動産の登記であること。
- (2) 前条第1号に定める自治会等であること。
- (3) この要領に定める補助金以外に、補助金、助成金等を受けていないこと。ただし、建物移転に係る補償費は除く。

（補助金の交付対象者）

第5条 補助金は、自治会等を構成する各世帯の負担により、自治公民館等の設置事業、倉庫設置等又は不動産の登記を行う自治会等（以下「事業実施者」という。）に対して交付する。

（補助金の交付対象となる設置事業の種類等）

第6条 補助金の交付の対象となる設置事業の種類及び経費（以下「補助対象経費」という。）並びに補助金の額は、次の表のとおりとする。ただし、補助対象経費の額が、5万円未満の場合は、補助対象としない。

設置事業の種類	補助対象経費	補助金の額
自治公民館等の新築	自治公民館等の新築に要する工事費（自治公民館等と一体となって整備する電気設備及び備付けの食器棚等に係る経費、土地の造成費、自治公民館等の解体費及び外溝工事（犬走りを含む。）に係る経費を含む。ただし、備品等の購入費用及び土地の取得費については、対象外とする。）若しくは工事請負費（自治公民館等に係る給水装置及び排水設備の新設又は改造の工事を伴うときは、給水負担金、一時経費等を含む。）又は資材購入費	補助対象経費の2分の1以内の額とし、500万円を上限とする。
自治公民館等の増改築又は補修	自治公民館等の増改築若しくは補修に要する工事費又は工事請負費（自治公民館等に係る給水装置及び排水設備の新設又は改造の工事を伴うときは、給水負担金、一時経費等を含む。）、自治公民館等に附随する敷地整備（敷地舗装、碎石等の敷込工事、側溝工事を含む。）に係る経費、修繕料又は補修費。ただし、敷地の法面工事に係る経費は除く。	補助対象経費の3分の2以内の額とし、80万円を上限とする。
自治公民館の解体	自治公民館の解体に要する工事費又は工事請負費。ただし、備品等の撤去費用は対象外とする。	補助対象経費の2分の1以内の額とし、50万円を上限とする。
用地取得	用地取得に要する費用	補助対象経費の2分の1以内の額とし、100万円を上限とする。

倉庫設置等	倉庫設置又は既設倉庫の補修等に要する工事費	補助対象経費の2分の1以内の額とし、20万円を上限とする。
不動産の登記	当該登記に要した経費相当額（登録免許税、登記簿謄本取得費用、司法書士等へ支払った手数料）	10万円。ただし、登記に要した経費が10万円に満たない場合は、その額とする。

2 本市の行う公共事業により、住民の生活環境に継続して著しい不快感又は嫌悪感を与えるおそれのある自治会等が行う自治公民館等の設置事業に対して交付する補助金の額は、前項の規定にかかわらず、予算の範囲内において市長が定める額とする。

3 自治会等が、国、県、市等の公共団体が行う公共事業及び民間事業者が行う事業のため、建物移転に係る補償費を受領して自治公民館等の移転をしなければならない場合、移転に係る契約書に記載されている建物移転に係る補償費の額が、移転に要する額を下回る場合に限り、その差額を補助対象額として、補助金を支払うものとする。

4 不動産の登記については登記を行った年度において1回に限り補助金を支払うものとする。

5 前4項の規定により算出した補助金の額に1,000円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（補助金の交付申請）

第7条 補助金交付の申請に係る規則第5条の市長が別に指定する日は、事業実施者が、設置事業を実施する以前の日とする。

2 新築、増改築、補修、解体若しくは用地取得又は倉庫設置等に係る補助金の交付を受けようとする事業実施者は、自治公民館等設置事業補助金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に、次に掲げる書類を添付して、市長に提出するものとする。

- (1) 自治公民館等設置事業計画書（様式第2号）
- (2) 自治公民館等設置事業収支予算書（様式第3号）
- (3) 請負業者が作成した見積書
- (4) 自治公民館等の位置図及び平面図
- (5) 工事前の現況写真
- (6) 新築の場合にあっては、建築基準法第6条第1項の規定による確認済証の写し
- (7) 用地取得の場合にあっては、3か月以内の土地登記簿抄本の写し
- (8) 前7号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

3 不動産の登記に係る補助金の交付を受けようとする事業実施者は、自治公民館等設置事業補助金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に、

次に掲げる書類を添付して、市長に提出するものとする。

- (1) 自治公民館等設置事業計画書（様式第2号）
- (2) 自治公民館等設置事業収支予算書（様式第3号）
- (3) 司法書士が作成した見積書
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
（補助金交付の基準）

第8条 市長は、前条第2項の申請書を受理したときは、これを審査し、第4条の要件を満たす事業であると認めたときは、補助金の交付を決定し、事業実施者に対し、自治公民館等設置事業補助金交付決定通知書（様式第4号。以下「交付決定通知書」という。）により通知するものとする。この場合において、市長は、補助金交付の目的を達成するために必要があると認めたときは、条件を付することができる。

（工事着手の報告）

第9条 事業実施者は、当該事業の工事に着手したときは、自治公民館等設置事業工事着手報告書（様式第5号）により、市長に報告しなければならない。ただし、不動産の登記の場合を除く。

（補助事業の内容変更）

第10条 交付決定通知書を受けた事業実施者が、第7条の規定による申請の内容を変更しようとするときは、自治公民館等設置事業変更承認申請書（様式第6号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 自治公民館等設置事業計画変更書（様式第2号）
- (2) 自治公民館等設置事業変更収支予算書（様式第3号）
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の承認は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる通知書により、事業実施者に通知するものとする。

- (1) 当該変更により、補助金額に変更を生じている場合 自治公民館等設置事業補助金変更交付決定通知書（様式第7号）
- (2) 前号に掲げる変更以外の変更を生じている場合 自治公民館等設置事業計画変更承認通知書（様式第8号）

（実績報告）

第11条 事業実施者が、新築、増改築、補修、解体若しくは用地取得又は倉庫設置等に係る当該設置事業を完了したときは、自治公民館等設置事業実績報告書（様式第9号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に報告しなければならない。

- (1) 自治公民館等設置事業実績書（様式第2号）
- (2) 自治公民館等設置事業収支精算書（様式第3号）
- (3) 工事請負契約書及び工事費内訳書
- (4) 自治公民館等設置事業工事完了届（様式第10号）

(5) 事業完了後の写真

(6) 前5号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 事業実施者が、不動産の登記を完了したときは、自治公民館等設置事業実績報告書（様式第9号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に報告しなければならない。

(1) 自治公民館等設置事業実績書（様式第2号）

(2) 自治公民館等設置事業収支精算書（様式第3号）

(3) 登記に要した経費相当額（登録免許税、登記簿謄本取得費用、司法書士等の手数料）の領収書の写し

(4) 登記簿謄本の写し

(5) 前4号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（補助金の確定通知）

第12条 市長は、前条の規定による報告を受けたときは、関係書類の審査及び現地調査を行い、事業が適正に行われたと認めた場合は、交付する補助金の額を確定し、自治公民館等設置事業補助金交付確定通知書（様式第11号。以下「確定通知書」という。）により、事業実施者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第13条 事業実施者は、補助金交付の請求をしようとするときは、自治公民館等設置事業補助金請求書（様式第12号）に、確定通知書の写しを添えて、市長に提出しなければならない。

（補助金の概算払）

第14条 補助金の交付の決定を受けた当該事業について、補助金の概算払を受ける必要がある事業実施者は、自治公民館等設置事業補助金概算払申請書（様式第13号）により、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の申請書を受理したときは、その内容を審査し、補助金の概算払をすることが適当であり、かつ、財政経理上支障がないと認めたときは、当該補助金の交付決定額の範囲内において交付することを決定し、自治公民館等設置事業補助金概算払決定通知書（様式第14号）により、通知するものとする。

3 前条の規定は、補助金の概算払をする場合について準用する。この場合において、同条第1項中「確定通知書」とあるのは「第14条第2項の規定による通知」と読み替えるものとする。

（補助金の交付）

第15条 市長は、前条の請求があったときは、関係書類を審査し、補助金の請求が適当であると認める場合は、補助金を交付する。

（流用の禁止）

第16条 事業実施者は、交付を受けた補助金を自治公民館等の設置事業以外の経費に流用してはならない。

（事業実施後の義務）

第 17 条 市長が、補助金の交付後において、自治公民館等の管理運営の状況について資料の提出を求め、又は調査を必要とする場合は、事業実施者は、これに応じなければならない。

(補助金の返納)

第 18 条 補助金の交付を受けた事業実施者が、前 2 条の規定に違反し、又は不正の行為があったときは、市長は、既に交付した補助金の全部又は一部を返納させることができる。

(成果)

第 19 条 この補助金の交付を通じて得ようとする成果は、自治会等の活動拠点施設となる自治公民館等設置の促進及び自治公民館等の利便性向上のため、増改築、補修等の促進を図ることとする。

(効果の測定)

第 20 条 条例第 4 条第 2 項第 1 号に規定する補助金の効果は、次の各号に掲げる指標を用いて測定するものとする。

(1) 補助金により整備した自治公民館等の件数

(2) 自治公民館等整備計画調査による要望件数

附 則

この要領は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 27 年 3 月 25 日改正)

この要領は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。